

第1章 堺市における障害者相談支援

第1章 堺市における障害者相談支援

1 堺市の障害施策の基本理念

堺市がめざすべき共生社会の目標像として、第4次堺市障害者長期計画では、次のように定めています。この理念のもとに、相談支援体制の充実に取り組んでいます。

**障害者が住み慣れた地域で、主体的に、共生、協働のもと
生き活きと輝いて暮らせる社会の実現**

基本理念の趣旨は以下のとおりです。

- 「**障害者が住み慣れた地域で、主体的に**」暮らすことのできる社会とは、障害者がその生活・人生を尊重され、その人の状況に応じた適切なサービスや支援を活用しながら、地域の中で自らの意思で自立した生活を送ることができる社会を表しています。
- 「**共生、協働のもと**」で暮らすことのできる社会とは、障害に対する正しい理解と認識、一人ひとりの個性と人格を尊重する人権意識が社会全体に行き渡り、障害の有無に関わらず、誰もが地域の中で主体性をもってあたり前に生活できる社会、また、そうした地域を障害者、地域、行政が共につくる社会を表しています。
- 「**生き活きと輝いて暮らせる**」社会とは、上記の地域社会が実現され、障害者が地域の中で安心して、心豊かに暮らしながら、それぞれの個性や能力を発揮し、生きがいをもって輝いて生きることのできる社会を表しています。

2 堺市の相談支援について

(1) 相談支援とは

相談支援とは、障害のある方が、住み慣れた地域で生き活きとその人らしい暮らしを実現することができるように、本人の立場に立って、本人の意向やニーズを確かめながら、本人を中心にフォーマルだけでなく、インフォーマルな様々なサービスを利用して、本人の地域生活を総合的に支援していくことをいいます。

障害者が地域で安全、安心に、より豊かな生活を送るために、さまざまなサービスや支援を必要とする場合、そのサービスへつなげるためのきめ細かい調整やコーディネートなどの相談支援が必要となります。相談支援は障害者が地域で安心して生活を送るための最初の支援で、その役割は重要です。

(2) 相談支援の基本的な姿勢

堺市では、相談支援に携わるすべての方々に備えていただきたい基本姿勢を次のように考えています。

柔軟性・迅速性 ～臨機応変な対応～

相談者のニーズに適した支援を、柔軟かつ迅速に行えるよう、機動力のある相談支援を行います。

公平・中立性 ～独立した立場～

常に公平・中立の立場で、公共性に即した相談支援を行います。

多様性 ～総合的な相談支援～

相談者の障害種別や年齢などにかかわらず、多様な相談内容に幅広く対応できる相談支援を行います。

専門性 ～培った豊富な知識の集約とその発信～

常に最新の社会福祉に関する知識や情報を集約することで、専門性を高めるとともに、その専門性を活かした、相談者一人ひとりのニーズに適した相談支援を行います。

信頼性 ～ネットワークによる課題解決～

相談者に関わる人や関係機関等とのネットワークを最大限に活用し、協働して相談者の課題解決に取り組むことで、相談者から信頼される相談支援を行います。

(3) 堺市の相談支援体制

障害福祉のサービスのあり方は、平成 15 年 4 月 1 日から施行された「支援費制度」によって、それまでの「措置」から「契約」へ大きく変わり、自己決定、利用者本位の考え方が明確になりました。措置の時代は障害福祉の相談は行政機関だけで、施設（病院）への措置を中心に行ってきました。

堺市では、障害福祉及び知的障害者福祉に関しては福祉事務所（現地域福祉課）が、精神障害者に関しては保健所（現保健センター）が担当しています。

昭和 49 年に大阪府の療育手帳制度が始まったこともあり福祉事務所（現地域福祉課）には当時より、知的障害者担当が配置されています。最近ではその業務の大半を社会福祉職が担い、障害福祉サービスの担当者を兼務しています。

また、昭和 49 年 3 月から、保健所（現保健センター）には、精神衛生相談員（現精神保健福祉相談員）が配置され、精神障害者への医療・保健・福祉に関する相談窓口として、地域で生活するための支援を行って来ました。支援費制度が始まる前から、ノーマライゼーションの考えから施設から在宅へと、障害者のサービスのあり方も変化しています。堺市では民間委託で相談窓口を広げて来ました。

平成 13 年度に市町村障害者生活支援事業（身体障害）2 ヶ所を設置したのをはじめに、平成 14 年度から順次、障害児（者）地域療育等支援事業（知的障害）を設置しました。平成 16 年度に上記の 2 事業を「障害者（児）生活支援事業」に名称を統一。平成 18 年度の政令市移行に伴い、精神障害者地域生活支援センター（精神障害）を大阪府から移譲されました。同年度には、2 障害（身体・知的）10 センターが集まって、支援センター連絡協議会が設置されました。その後、平成 20 年に精神障害者地域生活支援センター協議会に参加し、3 障害の連絡協議会となりました。

平成 22 年度には、障害者（児）相談支援事業に名称が変わりました。平成 24 年度からは、障害のある方の相談支援体制を充実するため、障害者（児）生活支援センターから、各区役所に区障害者基幹相談支援センターを設置、健康福祉プラザに総合相談情報センターを設置し、相談窓口のワンストップ化と総合的・専門的な相談支援体制に充実並びに再編しました。

さらに、相談支援に関する中核的な機能として、堺市障害者自立支援協議会を平成 19 年 3 月に、順に各区障害者自立支援協議会も設置し、行政と関係機関（民間も含む）と協力し、地域での個別支援の協議や相談支援のシステム構築に向けて取り組んでいます。

現在の相談体制を図式化すると次ページにある【体制図】のようになります。

障害のある方が計画相談支援や地域相談支援を受ける場合は、指定特定相談支援事業所が一番身近な相談窓口となります。相談支援専門員は障害のある方の希望やニーズを把握し、適切な障害福祉サービス事業所とのコーディネートを行います。

本人のニーズはフォーマルな資源にとどまらずインフォーマルな資源とのコーディネートが必要な場合もあります。様々な地域の機関と協力して支援を行わなければならない等、困ったり悩んだりした時は各区の地域福祉課や保健センター、障害者基幹相談支援センター等と連携してください。

なお、児童関係の主な窓口は子育て支援課ですが、障害児福祉の手続きや相談窓口は、内容により分かれています（6 ページの窓口一覧表を参照）。

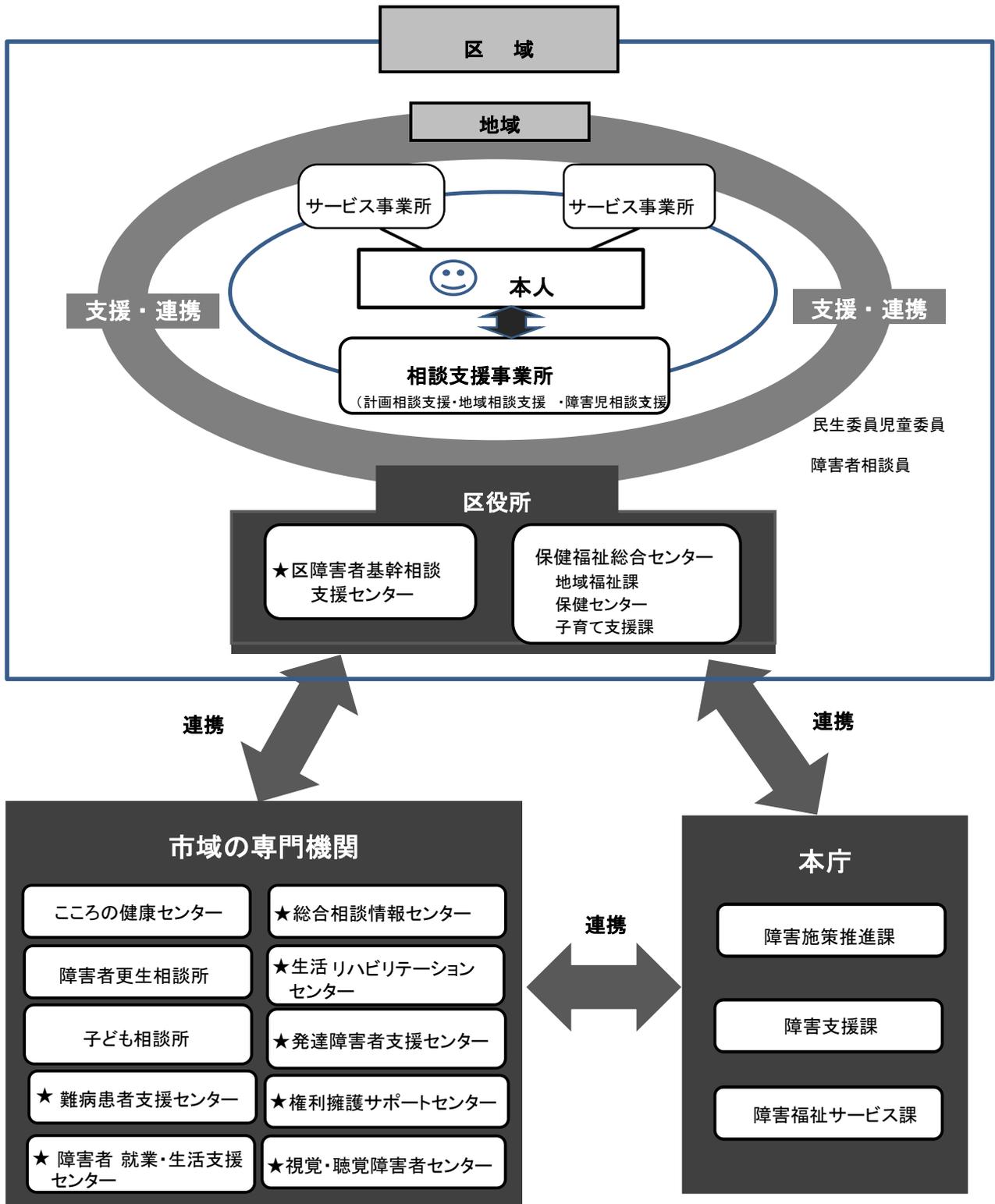
このように、地域の機関だけでなく、市域の専門機関や本庁関係課とともに、堺市の相談支援体制の充実に取り組んでいます。

堺市では、障害のある方やその家族がどこに相談しても、ニーズを的確に聞き取り、必要な支援につなげることができるように、本人に最も近い相談窓口としての相談支援事業所や区障害者基幹相談支援センター、区地域福祉課・保健センターとの連携を中心とした相談支援体制を構築しています。

各機関相互の連携を深めるために、日頃から関係づくりに取り組んでいく必要があります。堺市では各区の自立支援協議会、相談支援事業所連絡会等の取り組みがあります。

また、この相談支援体制を機能させるためには、それぞれの機関が研さんを積む必要があります。専門機関や本庁課も含めて連携を強化しながら、障害のある方の相談支援に従事するすべての方が、この体制を理解して取り組んでいきます。

【体制図】



★の付いている機関は、堺市から民間事業者へ事業を委託している機関です。

障害者の窓口

障害者に関する手続きや相談の窓口は下記のとおりいろいろあります。それぞれの業務内容に関係して特徴があります。

(1) 障害者に関する障害福祉サービス・障害者支援の窓口

対象者	受付・決定機関
身体障害者	各区地域福祉課(美原区は精神障害者・難病患者も含む)
知的障害者	
精神障害者	各区保健センター(美原区は精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービスなど各種福祉制度の受付は地域福祉課)
難病患者	

(2) 障害者に関する機関の主な業務内容

機関	業務内容	職種 (未記載は主に事務)
保健センター	こころの健康、心の病気に関する相談	精神保健福祉相談員 保健師
	精神障害者保健福祉手帳の申請・交付、自立支援医療(精神通院)、障害福祉サービスなどの各種福祉制度の受付(美原区は地域福祉課)	
地域福祉課	身体障害者手帳・療育手帳の申請・交付、特別障害者手当・大阪府重度障がい者在宅生活応援制度の給付、障害福祉サービスなど各種福祉制度の受付	
	知的障害者の福祉に関する相談	主に福祉職
障害者基幹相談支援センター	すべての障害のある人のワンストップ窓口。本人や家族、関係機関から相談を受け、必要な窓口や社会資源につなぐ。	相談員
指定特定相談支援事業所	障害のある人が希望する生活を実現することができるよう計画を作成し、その生活を継続するために、必要なサービスの組み合わせや事業所との調整を行う。	相談支援専門員
指定一般相談支援事業所	地域移行支援や地域定着支援の相談支援	相談支援専門員など
障害者更生相談所	身体障害者更生相談所と知的障害者更生相談所が併設された行政機関で、区からの依頼により専門的な相談や補装具の判定、療育手帳の判定等を行う。	整形外科医、精神科医、福祉職、心理士、作業療法士、理学療法士
こころの健康センター	精神保健福祉に関する行政機関で「ひきこもり」「薬物依存」「自死遺族」についての専門相談を行う。	精神科医、精神保健福祉士、心理士、保健師など
発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士など
難病患者支援センター	難病に関する療育相談、情報提供、就労相談、医療講演会、患者・家族の交流会実施など	保健師、社会福祉士
生活リハビリテーションセンター	障害のある方に対する各種機能訓練、生活訓練、高次脳機能障害に関する相談、情報提供など	福祉・医療の専門職
障害者就業・生活支援センター	就職を希望する障害者から相談、または就労している障害者の職場定着支援など	専門支援員
視覚・聴覚障害者センター	視覚・聴覚障害者およびその家族等からの各種相談、点字図書、字幕入りビデオ等の貸出、ボランティア養成・育成、コミュニケーション支援など	社会福祉士、精神保健福祉士、視能訓練士、歩行訓練士
権利擁護サポートセンター	認知症や知的障害者、精神障害などにより判断能力が十分でない方などの権利侵害や財産管理に関する法律的な問題、成年後見制度の利用などの相談・支援を行います。また、高齢者・障害者相談機関、その他事業所など関係機関・団体に対して相談対応・支援を行います。相談は無料です。	(定例相談) 弁護士、司法書士、社会福祉士

子どもに関する手続きや相談の窓口は下記のとおりいろいろあります。それぞれの業務内容に關係して特徴があります。

(1) 障害児に関する障害福祉サービス・障害児支援の窓口

サービス名		受付機関	決定機関
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス		各区地域福祉課（身体・知的）保健センター （精神・難病）美原区はすべて地域福祉課	
障害児通所支援	放課後等デイサービス	就学以降	各区地域福祉課 （市立児童発達支援センターの 利用申込みは障害支援課）
	児童発達支援	①福祉型児童発達支援センター ②児童発達支援事業所（就学前）	
	医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター	
	保育所等訪問支援		
	居宅訪問型児童発達支援		
障害児相談支援	障害児相談支援	通所支援に付随	各区地域福祉課
障害児入所支援	福祉型障害児入所支援	子ども相談所	
	医療型障害児入所支援		

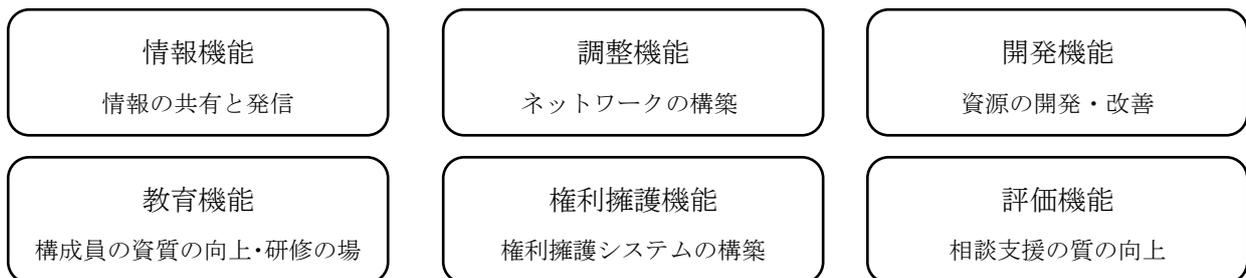
(2) 障害児に関する機関の主な業務内容

機関	業務内容	職種 （未記載は主に事務）
保健センター	障害及び疾病を早期に発見し、早期療育につなげるための支援を行う。乳幼児健康診査	保健師
	こころの健康、心の病気に関する相談	精神保健福祉相談員 保健師
	精神障害者保健福祉手帳、自立支援医療（精神通院）、障害児通所支援（放課後等デイサービスのみ）	
子育て支援課	認定こども園等の入所決定、自立支援医療（育成医療）	
	0～18歳未満の児童の養育に関する様々な相談	家庭児童相談員
地域福祉課	身体障害者手帳・療育手帳の申請、交付、特別児童扶養手当・障害児福祉手当、大阪府重度障がい者在宅生活応援制度、障害児通所支援、障害福祉サービスなどの各種福祉制度の受付	
	知的障害児の福祉に関する相談	主に福祉職
障害者基幹相談支援センター	すべての障害のある人のワンストップ窓口、本人や家族、関係機関からの相談を受け、必要な窓口や社会資源につなぐ。	相談員
障害児等療育支援事業（あいすてーしょん）	障害のある児童や発達に不安のある児童の地域における生活を支えるため、訪問や外来による療育、相談支援や保育所等への技術指導を行う。 *サービスを利用していない人が対象（H30年度は7法人に委託）	相談員、児童指導員、保育士、心理士、言語聴覚士等
指定障害児相談支援事業所	障害のある児童や家族が希望する生活を実現することができるような計画を作成し、その生活を継続するために、必要なサービスの組み合わせや事業所との調整などを行う。	相談支援専門員
子ども相談所	児童相談に関する総合的、専門的機関（児童虐待・養護・非行・育成相談） 障害児入所支援	児童福祉司
発達障害者支援センター	発達障害に関する相談	精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士

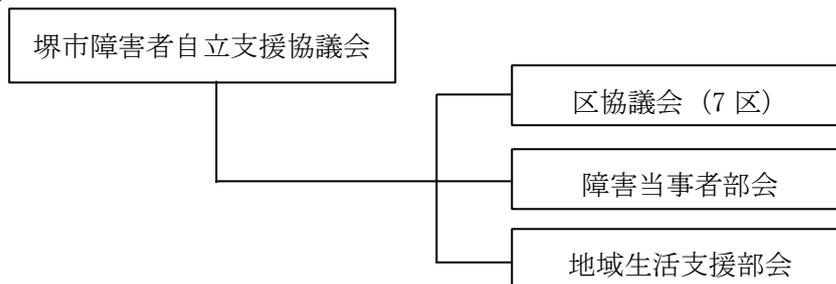
堺市障害者自立支援協議会

障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、相談支援事業所、障害福祉サービス事業者、保健・医療機関、教育・雇用関係機関、企業、障害者関係団体、学識経験者など、障害者福祉の関係者が幅広く参加し、地域での相談に関するシステムづくりについて、中核的な役割を果たすことを目的として設置している。（根拠：障害者総合支援法第89条の3、堺市障害者自立支援協議会設置規約）

◆6つの機能



◆組織



指定相談支援事業所のみなさまへ

各区の障害者自立支援協議会や相談支援事業所の連絡会で、情報交換や勉強会などを行い、区域でのネットワークづくりをしています。参加については、各区に設置している区障害者基幹相談支援センターへご相談ください。

また、各区の障害者基幹相談支援センター、地域福祉課、保健センターでは、連携をして相談支援事業所を支援しています。わからないことがあれば、お問い合わせください。

3 堺市における計画相談支援の現状について

(1) 現状

平成 27 年 4 月 1 日から、原則としてすべての障害福祉サービス・地域相談支援・障害児通所支援の利用者について、サービス等利用計画案の提出が必須となりました。堺市における令和 3 年 5 月現在の指定特定相談支援事業所は 135 箇所（障害児相談支援事業所 75 箇所）です。なお指定特定相談支援事業所による計画相談支援を推進するため、事業所の拡大と育成に取り組んでいるところです。

また、堺市では利用者本人が希望し、利用者本人（家族、後見人、支援者を含む）が計画を作成し、サービス事業所との利用調整ができる場合、サービス等利用計画案に代えてセルフプランを作成することができます。この場合、相談支援事業所によるモニタリングは行われません。

(2) 進捗状況

